

## 滋賀県文化振興基本方針（第4次）の素案について

### 1 趣旨

滋賀県文化振興条例に基づき、文化振興施策の総合的・効果的な推進を図るため、社会情勢の変化などを踏まえ、令和8年度からの新たな方針を策定する。

### 2 方針の位置づけ

- (1) 滋賀県文化振興条例第4条に基づく文化の振興に関する基本的な方針
- (2) 文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画

### 3 経緯

平成13年12月 文化芸術振興基本法 施行  
平成21年7月 滋賀県文化振興条例 公布・施行  
平成23年3月 滋賀県文化振興基本方針 策定  
平成28年3月 滋賀県文化振興基本方針（第2次） 策定  
令和3年3月 滋賀県文化振興基本方針（第3次） 策定

### 4 計画の期間

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）までの5年間  
（参考） 国基本計画：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）までの5年間

### 5 検討の進め方

滋賀県文化審議会での検討を軸に、今年度、新たに文化審議会に重点検討事項調査研究部会を設置し、文化芸術関係者の持続的な活動に向けた検討を行う。

また、文化芸術関係者や文化団体等と意見交換等を行うとともに、県庁関係部局との連携を図り、市町および文化・福祉団体、県民等との対話を重ねながら検討を進める。

市町および団体、県民等との対話（今後の予定含む）

- ・文化団体や文化芸術活動者、文化施設等へのヒアリングやアンケート（32者）
- ・県民モニターへのアンケート
- ・市町意見照会
- ・ホールの子参加児童等へのアンケート
- ・滋賀の子どもの声調査
- ・県民政策コメント（市町・関係団体への意見照会）

その他、検討状況を県ホームページに掲載し、随時意見を受け付ける。

## 6 滋賀県文化審議会等での主な意見

- ・地域の行事など継続が難しい場合に、行事を記録、アーカイブ化することも大事。
- ・文化芸術活動を支援する体系を構築するにあたっては、企業等の社会的役割を積極的に位置付けるとよい。
- ・滋賀県らしさが盛り込めたらよい。

## 7 基本方針（第4次）における重点検討事項

基本方針（第3次）の目指す方向や基本的な考え方は踏襲しつつ、少子高齢化の進展や情報社会の進展などの社会情勢等の変化を踏まえ、変化の激しい状況に置かれている文化芸術活動が継続、継承されるよう、文化芸術活動に対する支援の仕組みづくりについて、方針に盛り込むため、特に重点的に検討を進める。

## 8 スケジュール（予定）

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 令和7年3月10日 | 第34回滋賀県文化審議会（諮問）             |
| 5月29日     | 第35回滋賀県文化審議会（骨子案）            |
| 6月25日     | 常任委員会（骨子案）                   |
| 8月1日      | 第36回滋賀県文化審議会（素案）             |
| 10月       | 常任委員会（素案）<br>県民政策コメントの実施（素案） |
| 11月       | 第37回滋賀県文化審議会（答申案）            |
| 12月       | 答申                           |
| 令和8年3月    | 常任委員会（案）<br>方針策定・公表          |